宇治市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年12月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第36号

宇治市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市印鑑条例施行規則(昭和54年宇治市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第6条中「の記載内容」を「に記載された事項」に、「の登録内容」を「に登録された事項」に、「確認した上」を「確認した上で」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、条例第16条の2第1項の規定による印鑑登録証明書の交付の申請があつたときは、同条第2項の規定により入力された事項が印鑑登録原票に登録された事項と相違ないことを確認した上で、当該交付の申請をした者に印鑑登録証明書を郵送により交付するものとする。

附則

この規則は、令和4年1月4日から施行する。

(揭示溶)

宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部 を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年12月27日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第37号

宇治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の 一部を改正する規則

字治市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和 2年字治市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中第12号を第16号とし、第9号から第11号までを4号ずつ繰り下げ、同項第8号ただし書中「(1週間の勤務時間が常勤の職員の勤務時間の4分の3以上である者を除く。)」を削り、「、別表第4」を「、別表第6」に改め、同号を同項第12号とし、同項中第7号を第11号とし、同項第6号中「第8号及び第9号」を「第12号及び第13号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第5号を次のように改める。

(9) 会計年度任用職員が、その養育する就学前の子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかつたその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日(就学前の子が2人以上の場合には、10日)の範囲内の期間。ただし、週所定勤務日数が4日以下とされている者及び週以外の期間によつて勤務日が定められている者で1年間の勤務日が216日以下であるものについては、別表第6に定める日数とする。

同項第4号中「第7号、第3項第3号及び第6号」を「第11号 、第3項第1号及び第4号」に改め、同号を同項第7号とし、同号 の次に次の1号を加える。

(8) 男子の会計年度任用職員は、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)が出産する場合であつて、出産予定日8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)前の日から産後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。第3項第3号を除き、以下同じ。)(配偶者の子を含む。以下「就学前の子」という。)の養育等を行うとき 1の年

度において8日の範囲内の期間。ただし、週所定勤務日数が4日以下とされている者及び週以外の期間によつて勤務日が定められている者で1年間の勤務日が216日以下であるものについては、別表第5に定める日数とする。

第12条第1項中第3号を第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (5) 8週間(多胎妊娠の場合には、14週間)以内に出産する予 定である女子の会計年度任用職員が申し出た場合 出産の日ま での申し出た期間
- (6) 女子の会計年度任用職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女子の会計年度任用職員が就業を中し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

第12条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 会計年度任用職員(任期の定めが6月を超える会計年度任用職員、引き続き6月を超え勤務した会計年度任用職員その他任命権者が定める会計年度任用職員に限る。第8号、第9号及び第3項第3号において同じ。)が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下この条において同じ。)において6日(当該通院等が体外受精その他別に定める不妊治療に係るものである場合には、10日)の範囲内の期間。ただし、週所定勤務日数が4日以下とされている者(1週間の勤務時間が常勤の職員の勤務時間の4分の3以上である者を除く。以下この条において同じ。)及び週以外の期間によつて勤務日が定められている者で1年間の勤務日が216日以下であるものについては、別表第4に定める日数とする。

第12条第2項中「、同項第3号及び第5号」を「、同項第4号及び第9号」に改め、同条第3項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、同項第5号本文中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。)」を削り、同号ただし書中「(1週間の勤務時間が常勤の職員の勤務時間の4分の3以上である者を除く。)」を削り、「、別表第4」を「、別表第6」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第6号を第4号とする。

第15条中「、第7号及び第10号から第12号」を「、第5号、第6号、第11号及び第14号から第16号」に改め、「並びに同条第3項第1号及び第2号に掲げる場合に与える無給の休暇」を削る。

第16条本文中「第12条第3項第2号」を「第12条第1項第 6号」に改める。

別表第4中「第12条第1項第5号」を「第12条第1項第9号」に、「第12条第1項第8号」を「第12条第1項第12号」に、「第12条第3項第5号」を「第12条第3項第3号」に改め、同表を別表第6とし、別表第3の次に次の2別表を加える。

別表第4 (第12条関係)

週所定勤	1年間の所定	日 数
務日数	勤務日数	
4 日	169目以上	5日(通院等が体外受精その他別に
	216目以下	定める不妊治療に係るものである場
		合には、8日)
3 日	121目以上	4日(通院等が体外受精その他別に
	168目以下	定める不妊治療に係るものである場
		合には、6日)
2 日	7 3 目以上 1	3日(通院等が体外受精その他別に
	20目以下	定める不妊治療に係るものである場
		合には、4日)

1 月	48目以上7	2 目
	2 目以下	

別表第5 (第12条関係)

週所定勤務日数	1年間の所定勤務日数	日数
4 日	169目以上216目以下	7 日
3 日	121目以上168目以下	5 日
2 日	73日以上120日以下	4 日
1 日	48目以上72目以下	2 日

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。 令和3年12月27日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第38号

宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則

宇治市職員休暇規則 (昭和26年宇治市規則第17号) の一部を 次のように改正する。

第9条中「、結婚休暇」を「、結婚休暇、出生サポート休暇」に 、「18種」を「19種」に改める。

第11条の次に次の1条を加える。

(出生サポート休暇)

第11条の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるときは、1休暇年度につき6日(当該通院等が体外受精その他別に定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日)以内の特別休暇を受けることができる。第26条の2中「結婚休暇」を「結婚休暇、出生サポート休暇」に、「、第12条」を「から第12条まで」に改める。

第27条第1項中第12号を第13号とし、第2号から第11号 までを1号ずつ繰り下げ、第1号を第2号とし、同号の前に次の1 号を加える。

(1) 出生サポート休暇には、診察券、領収書、治療の内容が分かる書類等

附則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市職員のハラスメントの防止等に関する規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和3年12月27日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第39号

宇治市職員のハラスメントの防止等に関する規則の一部を改 正する規則

宇治市職員のハラスメントの防止等に関する規則 (平成11年宇 治市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号アに次のように加える。

(エ) 不妊治療を受けること。

附則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

(掲示済)

。 "你是我们就是我们就是我们的我们就是我们的我们就是我们的我们就是我们的我们就是我们的我们就是我们的我们就是我们的我们就是我们的我们就是我们就是我们的我们就是我

宇治市告示第6号

議決予算の公表について

令和3年11月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和4年1月14日

宇治市長 松村 淳子

令和3年度宇治市一般会計補正予算(第8号)

令和3年度宇治市の一般会計の補正予算 (第8号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 640,800 千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66,270,886 千円とする。
 - 2 歳入歳日予算の補正の款項の区分及び当該区分ご との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入												(単位 千円)
		款					項			補正前の予算額	補 正 額	計
16. 国	庫	支	出	金						14, 356, 662	640, 800	14, 997, 462
					1. 国	庫	負	担	金	11, 601, 628	115, 000	11, 716, 628
					2. 国	庫	補	助	金	2, 687, 729	525, 800	3, 213, 529
		歳		入	合	計				65, 630, 086	640, 800	66, 270, 886

歳 出											(単位 千円)
	款				項			補正前の予算額	補	正額	計
4. 衛	生	費						5, 644, 196		465, 300	6, 109, 496
			1. 保	健	衛	生	費	2, 780, 840		465, 300	3, 246, 140

6. 農	林	水	産	業	費					312, 211	4, 000	316, 211
						1. 農		業	費	235, 917	4, 000	239, 917
7. 商			Ľ.		費					2, 462, 969	171, 500	2, 634, 469
						1. 商		エ	費	2, 462, 969	171, 500	2, 634, 469
			歳	Ŀ	出	合	計			65, 630, 086	640, 800	66, 270, 886

宇治市告示第7号

議決予算の公表について

令和3年11月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の要領を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和4年1月14日

宇治市長 松村 淳子

令和3年度宇治市一般会計補正予算(第10号)

令和3年度宇治市の一般会計の補正予算(第10号)は、 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,326,100千円 を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67,596,986千円とする。
 - 2 歳入歳日予算の補正の款項の区分及び当該区分ご との金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、 「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入												(単位 千円 <u>)</u>
		款	_				項			補正前の予算額	補正額	計
16. 国	庫	支	出	金						14, 997, 462	1, 326, 100	16, 323, 562
					2. 国	庫	補	助	金	3, 213, 529	1, 326, 100	4, 539, 629
											1	
		歳	;	入	合	計				66, 270, 886	1, 326, 100	67, 596, 986

歳出										(単位 千円)
	款			ĵ	項			補正前の予算額	補正額	計
3. 民	生	費						30, 470, 357	1, 326, 100	31, 796, 457
*			2. 児	童	福	祉	費	11, 646, 917	1, 326, 100	12, 973, 017
	歳	出	合	計				66, 270, 886	1, 326, 100	67, 596, 986

/////訓//令//·**用**//////

宇治市訓令甲第6号

宇治市事務決裁規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める

令和3年12月24日

宇治市長 松村 淳子

宇治市事務決裁規程の一部を改正する規程

宇治市事務決裁規程 (昭和58年宇治市訓令甲第1号)の一部を 次のように改正する。

別表第2福祉こども部地域福祉課に関する事項の項中第6号を第

7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

JCO, MOJONICKOLJEW	76.0	0		
(6) 住民税非課税世帯等に対する				
臨時特別給付金の支給(支出負				
担行為を含む。)の決定をする				
こと。				

附則

この規程は、公布の日から施行する。

(掲示済)

···· 監、査、委、員、···

宇治市監査委員公表第14号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年12月27日

宇治市監査委員

池上 哲朗 松岡 ゆかり 松峯 茂

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査 基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

令和3年度の建設部(上下水道部雨水対策課を含む。)の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

市営住宅使用料収入状況(住宅課)

委託料支出状況(維持課・雨水対策課・住宅課)

賃借料支出状況 (施設建築課・住宅課)

工事請負費支出状況(維持課・雨水対策課・住宅課)

補助金支出状況 (住宅課)

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、建設部維持課、雨水対策課(上下水道部雨水対策課を含む。)、施設建築課及び住宅課における事務事業のうち、主として令和3年4月1日から同年8月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和3年10月1日から29日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、同年11月26日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおりおおむね適正であった。今後とも、引き続き適 正な事務の執行、管理に努められたい。

記

1 維持課

- (1) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。
- (2) 工事請負費支出状況について 適正に処理されていた。
- 2 雨水対策課(上下水道部雨水対策課を含む。)
 - (1) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。
 - (2) 工事請負費支出状況について 適正に処理されていた。

3 施設建築課

(1) 賃借料支出状況について 適正に処理されていた。

4 住宅課

(1) 市営住宅使用料収入状況について

おおむね適正に処理されていた。

なお、平成30年度の前回定期監査において、滞納使用料の債権管理について、不十分な点が見受けられたと指摘した点については、改善が図られていた。

- (2) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。
- (3) 賃借料支出状況について 適正に処理されていた。
- (4) 工事請負費支出状況について 適正に処理されていた。
- (5) 補助金支出状況について 適正に処理されていた。

(掲示済)

農、業、委、員、会、

宇治市農業委員会公告第12号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条 第1項の規定により、第19回宇治市農業委員会定例総会を、次の とおり招集します。

令和3年12月21日

宇治市農業委員会

会長 吉田 利一

開会日時 令和4年1月5日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

ついて

付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認に

- 2 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見に ついて
- 3 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の 確認について
- 4 専決事項の報告
- 5 その他

(掲示済)

公公常企業

宇治市上下水道事業公告第2号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、令和3年12月1日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和4年1月14日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第496号 野間ガスサービス株式会社

宇治市上下水道事業公告第3号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、令和3年12月16日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和4年1月14日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第495号 株式会社大東設備

宇治市上下水道事業公告第4号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、令和3年12月17日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和4年1月14日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第497号 有限会社柴田ポンプ水道工業所

宇治市上下水道事業公告第5号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定事項の変更について 水道法(昭和32年法律第177号)第25条の7の規定により 、宇治市指定給水装置工事事業者から指定事項変更の届出がありま したので公告します。 令和4年1月14日

宇治市長 松村 淳子

指定番号	変更前	変更後
第 4 5 4 号	NTパイピング	株式会社NTパイピング

※※※**正**※※※誤※※※

2002年(平成14年)4月12日付け宇治市公報第1425号中

ページ	行	誤	E		
9	下から12行目	置いて	おいて		